

# 平成 28 年度雇用保険法改正の概要

## ○平成 28 年 4 月 1 日施行

### 雇用保険料率の見直し

- ・労使負担ともに 1/1000 ずつ引き下げ、失業等給付に係る雇用保険料率について 1.0% から 0.8% に変更

## ○平成 28 年 8 月 1 日施行

### 介護休業給付金の給付率及び賃金日額の上限額の変更

- ・給付率：休業開始時の賃金の 40% → 67% (暫定措置)
- ・賃金日額の上限：30 歳から 44 歳までの賃金日額の上限額 (14,210\*円)  
↓ \*…28 年 7 月 31 日までの上限額  
45 歳から 59 歳までの賃金日額の上限額 (15,550 円)

## ○平成 29 年 1 月 1 日施行

### 65 歳以上の雇用保険の適用拡大

- ・65 歳以降新たに雇用される者についても雇用保険の適用対象とする
- ・常用就職支度手当、移転費及び求職活動支援費の支給対象とする
- ・育児休業給付及び介護休業給付、また教育訓練給付の支給対象とする

### 再就職手当の給付率の引上げ

- ・支給残日数が所定給付日数の 2/3 以上の場合：60% → 70%
- ・支給残日数が所定給付日数の 1/3 以上の場合：50% → 60%

### 求職活動支援費の創設

- ・広域求職活動費の支給要件の緩和 (往復 300 km 以上 → 200 km 以上)
- ・HW の指導により短期訓練を受講した場合にかかった経費の一部を支給 (「短期訓練受講費」の新設)
- ・面接等で子供の一時預かりを利用する場合の費用等の一部を支給 (「求職活動関係役務利用費」の新設)

### 介護休業給付金の支給回数の制限の緩和

- ・対象家族 1 人につき 3 回 (計 93 日) まで介護休業の分割取得を可能とする

### 育児休業給付金の支給要件の緩和

- ・育児休業の対象となる子の範囲の拡大 (特別養子縁組の監護期間にある子等)
- ・育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件 (1 歳までの継続雇用要件等) の緩和